

初診時・再診時に「選定療養費」がかかります

～平成 28 年 4 月診療報酬改定によるお知らせ～

「選定療養費」とは、「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として**厚生労働省が制定した制度**です。

山形大学医学部附属病院は特定機能病院として、地域の医院・診療所（かかりつけ医）からの紹介状（診療情報提供書）を持参していただくことを原則としています。

平成 28 年 4 月より、次の患者さんには初診及び再診時に下表のとおり選定療養費をご負担いただきます。

- ・初診の患者さんで、他の医療機関からの紹介状なしで受診した場合（医師が医学的に初診と判断した場合を含む）
- ・再診の患者さんの中で、病状が安定し、診療所等への紹介を受けた患者さんがかかりつけ医の紹介なしに再受診された場合

できるだけ近隣の「かかりつけ医」を受診していただきますようご理解とご協力をお願いします。

	初診時	再診時
医科	5,400 円（税込）	2,700 円（税込）
歯科	3,240 円（税込）	1,620 円（税込）

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・救急車で搬送された方
- ・各種公費負担制度の受給者である方（子育て支援医療・ひとり親家庭等医療は除きます）
- ・本院の別の診療科を受診中の場合（医科と歯科は別施設になります）
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・本院の治験協力者である場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

平成 28 年 3 月

山形大学医学部附属病院長